

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度警察官OBの常勤役員(専務理事・事務局長)1名、職員2名で運営している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・18年度は、新たな賛助会員獲得の推進を図り、会員数が820人(前年度比4%増)及び賛助金収入が17,995千円(前年度比3%増)と積極的な自主財源の確保に努めていることは評価できるが、低金利の影響による基本財産の運用益が低調であることから、昨年度に引続き当期正味財産は2,201千円減少している。
- ・このため、18年度2次評価で提言したように、一部、普通預金(2億円)で運用していた基本財産を金利面で有利な国債での運用に切替え、基本財産の大半を国債等で運用することにより、運用益の増収(18実績5,920千円 19予算9,203千円)を図っており、その取組みは評価できる。

また、当法人は、県民総ぐるみでの暴力追放運動を推進するためその中核的機能を担っており、多様な事業を実施しているが、引き続き、広く県民に当法人の存在や事業内容を周知するとともに、1次評価にあるとおり、会員の脱会対策としてサービス強化を図り、新規会員の獲得に一層努めていただきたい。

- ・なお、当法人は、企業や県、市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習など暴力被害の拡大を防ぐため暴力団対策法に基づく各種事業を実施するとともに、暴力被害者の「駆け込み寺」的役割も期待されているところであるが、今後とも、警察と当法人との役割分担を踏まえて、県民総ぐるみでの暴力追放運動等のための事業を効率的・効果的に執行するよう努める必要がある。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・18年度役員は27名で、常勤は専務理事(事務局長)1名であり、職員数は、2名で業務を行っている。
- ・給与は県に準じており、給与カットも実施している。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与は、企業や県、市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習事業に係る委託のみであるが、19年度は「不当要求防止責任者講習」の受講者数も増加傾向(18年度1,017人:前年度比8%増)にあり、暴力団等への不当要求への対応を教授する本講習会の重要性は増している中、委託料も1,711千円となっている(前年度比26%増)。

また、改革実施計画でも今後受講者増に伴う委託費の増額を見込んでいるが、厳しい県財政状況を踏まえると、引続き、当法人全体の事業の見直しなど更なる経費節減、自主財源の確保などにより、財源を捻出する必要もあるのではないかと考える。

(2) 人的関与の見直し

- ・当法人の事業内容から、特に専門的知識・技能を有し、県警察との密な連携が必要であるため、常勤役員(事務局長)1名、職員2名は全て県警察OBである。
- ・また、県民総ぐるみの観点から、非常勤・無報酬の理事として、県民環境部長が就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・ホームページにおいて、貸借対照表、収支計算書等を公表しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

- ・一部普通預金で運用していた基本財産を国債に切替えるなど、基本財産の効率的な運用に努めておりその取組みは評価できる。
- ・当法人は、県民総ぐるみでの暴力団排除活動の中核としての役割を担っており、引き続き、当法人の事業内容等を広く県民に周知し、新規会員の獲得に努めること。
- ・今後とも、県民総ぐるみでの暴力団排除活動等を推進するため、当法人と警察との役割分担を踏まえ、効率的・効果的な事業の推進に努めること。